

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	23	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	管理協定が締結された避難施設に係る特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）に基づいて都道府県が指定した津波災害警戒区域において、管理協定が締結された津波避難施設の「協定避難用部分」及び「避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置）」に対する、固定資産税の課税標準の特例措置を3年間延長する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>法に基づいて都道府県が指定した津波災害警戒区域において、管理協定が締結された避難施設の避難の用に供する部分及び避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置）に関する固定資産税の課税標準について、管理協定締結後5年間、1/2とする。</p>		
関係条文	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第28項及び第29項                  地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第11条第31項                  地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第6条第51項                  津波防災地域づくりに関する法律第60条第1項、第61条第1項及び第62条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - ( ▲0.4 ) [平年度] - ( ▲18 )                  [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保を促進するため、沿岸部の建築物の屋上階等について市町村が管理する避難・備蓄用スペースの数を増やすとともに、屋上部分等への迅速な誘導や緊急時における鍵の自動解錠等のため、避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置）の整備を促進することが本特例措置の目的である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>高台までの避難に相当の時間を要する平野部や背後に避難に適さない急峻な地形が迫る集落等では、津波からの避難場所を確保することが容易ではない。また、津波発生から沿岸に津波が到達するための時間的余裕が極めて少なく、避難のための十分な時間を確保できない地域も少なくないことから、緊急的・一時的な避難施設を確保する必要がある。</p> <p>法第60条では、津波に対して安全な構造であり、法に規定する基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等が配置される施設について、当該施設所有者等と市町村が管理協定を締結することにより、当該施設の避難用部分を市町村が管理できることを規定しており、津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保の促進を図ることとしている。しかしながら、管理協定の締結は当該施設所有者等の施設の使用を制限することにつながることから、本税制優遇措置により、施設所有者等の負担軽減を図ることによって、管理協定の締結及び避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置）の整備を促進し、津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定） 第 3 章 2. 重点目標 1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる 1-2（2）津波防災地域づくり等による津波対策等の推進 ・ 確実な避難により被害者を出さないための安全な避難場所及び避難路の確保</p> <p>○国土交通省政策評価基本計画（平成 24 年 9 月） 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する</p> <p>○内閣府政策評価基本計画（平成 26 年 4 月） 施策目標 11 防災政策の推進 施策目標 ⑤ 地震対策等の推進</p>
	政策の達成目標	津波災害警戒区域における津波避難施設について、市町村と当該施設所有者等と管理協定を締結し、当該施設の避難用部分を市町村が管理することにより、津波発生時の津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保が図られることを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年
	同上の期間中の達成目標	津波災害警戒区域における津波避難施設について、市町村と当該施設所有者等と管理協定を締結し、当該施設の避難用部分を市町村が管理することにより、津波発生時の津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保が図られることを目標とする。
	政策目標の達成状況	市町村が管理協定を締結している施設の数：0（平成 26 年 3 月末時点） ※なお、管理協定の前提となる津波災害警戒区域は、平成 26 年 3 月に徳島県が全国初の指定。また、津波災害警戒区域の前提となる津波浸水想定は、平成 26 年 5 月時点で 17 府県が設定済。
有効性	要望の措置の適用見込み	徳島県及び静岡県管理協定締結見込み：137 （平成 26 年度 4 件、平成 27 年度 44 件、平成 28 年度 44 件、平成 29 年度 45 件） ※平成 26 年 3 月に警戒区域を指定した徳島県と平成 26 年度中に警戒区域を指定予定の静岡県において試算。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	施設所有者等と市町村との管理協定の締結は、津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保の促進に大きな効果があるものの、管理協定の締結は当該施設所有者等の施設の使用の制限につながるため、積極的には締結されにくいものである。 本税制優遇措置により施設所有者等の負担軽減を図ることにより、管理協定の締結を促進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	津波災害警戒区域内における避難施設は、津波被害軽減という公益的性格を有するものである。仮に公共（国・地方公共団体）が避難施設を建設する場合、建設費等を始め事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。 一方、民間の商業施設やマンション等の避難用部分（津波の発生時における避難の用に供する部分）について、自主的に市町村と施設所有者が管理協定を結び、当該施設の避難用部分について市町村が管理する場合、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担を削減することが可能となる。また、誘導灯等は、円滑かつ迅速な避難の確保に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、津波発生時の円滑かつ迅速な避難が可能となる。したがって、本特例措置は妥当な措置である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 24 年度：0 件 平成 25 年度：0 件</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>適用総額（課税標準（固定資産の価格）） H24 年度：0 千円 H25 年度：0 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>施設所有者等と市町村との管理協定の締結は、津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保の促進に大きな効果があるものの、管理協定の締結は当該施設所有者等の施設の使用の制限につながるため、積極的には締結されにくいものである。 本税制優遇措置により施設所有者等の負担軽減を図ることにより、管理協定の締結を促進する。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>創設 平成 24 年度</p>